平成17年西東京市教育委員会第3回臨時会会議録

1 日 時 平成17年11月15日(火) 開会 午前10時04分 閉会 午前10時52分

2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室 2

3 付議事件 別紙議事日程のとおり

4 出席委員委員長職務代理者竹尾 格委員長職務代理者大後 みき子委員角田 富美子教育長宮崎 美代子

 5 出席職員
 学校教育部副参与兼教育庶務課長
 二谷 保夫

 学校教育部副参与兼学務課長
 富田 和明

 指
 導
 課
 長
 大町 洋

 統
 括
 導
 主
 事
 中村 豊

 学校教育部副参与兼教育相談課長
 長澤 和子
 生
 生
 工会
 本男

 全
 選
 第
 会
 会
 大町 洋

 生
 選
 第
 会
 会
 会
 会
 会
 要男

 社
 会
 教
 育
 課
 長
 宮市
 利之
 生涯学習部副参与兼保谷公民館長
 島崎
 隆男

 中
 央
 図
 書
 館
 長
 小池
 博

6 事 務 局 教 育 庶 務 課 庶 務 係 長 白井 清美 教 育 庶 務 課 庶 務 係 主 査 大和田 順子

7 傍聴人 0人

平成17年西東京市教育委員会第3回臨時会議事日程

日 時 平成17年11月15日(火) 午前10時から 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第56号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)
- 第3 議案第57号 西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定について(申出)
- 第4 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 1 7 年第 3 回臨時会 (1 1 月 1 5 日)

午 前 1 0 時 0 4 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成17年西東京市教育委員会第3回臨時会を開会いたします。 これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は大後委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第56号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例 (申出)、及び日程第3 議案第57号 西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定について(申出)、は関連性が深いため一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。 宮崎教育長 議案第56号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)、及び議案第57号 西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定について(申出)、は関連性が深いため一括して提案理由を御説明申し上げます。

議案第56号につきましては、平成18年度から、指定管理者制度の導入に当たり、利用料金ではなく従来どおり使用料として取り扱うことになりました。このことに伴いまして、さきの4月27日開催の教育委員会定例会において可決していただきました西東京市スポーツ施設条例の一部改正が必要となりました。また、議案第57号につきましては、財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団を指定管理者に指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をいただく必要となったものでございます。両議案とも、教育委員会事務委任規則第2条第1項第5号に基づき、市長へ申し出を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。その内容につきましては担当より説明いたさせます。

私の方からは以上でございます。

富所スポーツ振興課長 それでは、議案第56号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)、及び議案第57号 西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定について(申出)、につきまして、教育長に補足して御説明させていただきます。

まず初めに、これまでの経過説明をさせていただきたいと思います。

本年、教育委員会第4回定例会におきまして御審議をいただき、市議会6月定例会において、スポーツ施設に指定管理者制度を導入するためのスポーツ施設条例は議決を得て、平成18年4月1日施行となったところでありますが、条例審議経過におきまして、スポーツ施設文化施設も含めまして、リスクマネジメントに留意し慎重に対応するようにとの意見がありましたことから、8月に市の方針が示され、当面、現在の管理委託団体ないし事業者をもって、現在の管理形態のまま指定管理者に特命指定とすることになりました。そのようなことから、保谷地区のスポーツ施設は引き続き財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団を指定管理者として2年間特命指定するものです。しかし、田無地区のスポーツ施設は、今までと同じく教育委員会管理となることから、新設体育館の南町スポーツ・文化交流センターも含め教育委員会が直営で管理するものです。スポーツ施設条例によりまして施設管理運営の一市二制度制は整理させていただきましたが、結果としては一市二制度制が継続されること

となりました。このようなことから、当面2年間、指定管理者制度を一部導入いたしますが、 利用料金制度は導入しないで今までの使用料徴収とすることから、スポーツ施設条例附則で 適用しない規定及び読みかえ規定を設け、対応を図るものでございます。

それでは、議案第56号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)、について御説明いたします。

本条例の附則第7項の後に第8項、第9項の2項を加えるものですが、第8項については 市長は、施行日から2年の間、指定管理者が管理運営をする場合にあっても規定を適用しな い規定を設けているものでございます。

具体的な内容については、恐れ入りますが、参考として資料でお出ししています西東京市スポーツ施設条例の1ページ目をお開きください。

それでは、御説明させていただきます。

1ページ目でございますが、第4条、指定管理者による管理。スポーツ施設の管理は、地方自治法に規定する指定管理者に行わせることができる。第2項で、指定管理者は、第1号から第5号に掲げる業務を行うこととなっておりますが、第3号の、別表第2に定める施設等の利用に係る料金の収受、減額、免除及び還付に関することは、利用料金制度を取り入れないことから、この項は適用しないものでございます。

恐れ入りますが、条例の2ページ目をお開きください。

第9条、利用料金の納付等でございますが、利用者は、別表第2に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。第2項の、利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。第3項の、利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとすることになっておりますが、第2項、第3項は、利用料金制度を取り入れないことから、適用しないものでございます。

それでは、恐れ入りますが、9ページ目をお開きください。条例の9ページ目です。

こちらに先ほどから出ております別表第2が出てきております。別表第2の利用料金は、 これから説明します附則第9項で利用料金の上限額となっておりますが、使用料と読みかえ るものでございます。市長は市長が定める使用料を徴収することができるものです。

恐れ入りますが、議案の方に戻っていただきまして、議案第56号の、条例の一部を改正 する条例の附則第8項を御参照ください。

この8項では、3行目にございますただし書き以降につきましては、2年後以降に利用料金制度を導入する場合、予約システムによる施設予約2カ月前に事前に納入することから、経過措置を規定しているものでございます。

附則第9項は、先ほど条例の中での説明で触れましたが、第9条、第11条、附則第6項 に関連して、利用料金制度を取り入れないことから、利用料金から使用料、及び、指定管理 者から市長並びに教育委員会に読みかえ規定を設けているものでございます。

こちらの附則にございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第57号 西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定について(申出) につきまして御説明させていただきます。 議案第56号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)、の経過説明の中で御説明いたしましたが、保谷地域のスポーツ施設については財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団を指定管理者として2年間特命指定いたしますが、初めに、指定管理者とする特命理由を御説明したいと思います。

ちょっと資料がなくて申しわけございませんが、1点目といたしましては、指定管理者制度は平成15年9月からスタートした新たな指定管理運営の手法でありまして、公募により広く民間事業者の参入を促し、住民サービスの向上と行政コストの削減を目指すものであります。しかし、全国的に当該制度の活用が始まりつつある段階であり、現状では当該制度を評価・検証するだけの運用実績データに乏しい状況です。公募制をとるに当たっては、他団体の動向や実績を見ながら慎重な対応を行うものでございます。

2点目といたしまして、市内の全スポーツ施設に当たってのスポーツ振興の指針が、現在のスポーツ振興計画でございますが、策定中であること。現行の一市二制度制体制の解消の取り組み、利用料金制の運用の検証を進めていくことが必要であると思っております。

3点目といたしましては、市内の全スポーツ施設を対象とした公募方式による指定管理者制度に移行するまでの2年間は過渡期的管理運営体制として、指定管理者制度は導入するものの、現行の管理運営形態を原則的に継続するものです。

4点目としまして、財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団は平成10年からスポーツ施設の管理運営を担ってきた実績があり、施設の管理運営に熟知し、また、利用者のニーズを踏まえた事業実施に一定の評価を得ていることから、暫定的な指定管理者として財団が適任と判断したものでございます。

以上のようなことから財団を特命指定するものでございます。

それでは、スポーツ施設の指定管理者の指定に係る書類について、それぞれの特徴的なことを中心に説明させていただきます。

初めに指定管理仕様書、管理運営業務仕様書でありますが、このつづってある中の13ページ以降に西東京市スポーツ施設管理運営業務仕様書 2というものがございます。これについてはそれぞれのスポーツ施設の管理運営業務仕様書を定めているものでございますが、それを総括したものが、ちょっと戻っていただきたいと思いますが、1ページ目でございます、1ページ目に「西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定について」の提出議案に係る資料の次に目次がありまして、その次に、失礼しました、西東京市スポーツ施設指定管理者仕様書・総括 1がございます。それに基づきまして説明したいと思います。

それでは、1ページ目をお開きください。

1ページ目の3、対象施設の概要でございますが、「指定管理者が、管理運営を行うスポーツ施設は次の下表のからまでに掲げる施設とする。」ということで、次のページ、2ページ目をお開きください。

2ページ目に、スポーツ施設の、今回、指定管理者制度を導入する施設については、 から までの5施設でございます。具体的には、西東京市スポーツセンター、西東京市武道場、西東京市東町テニスコート、西東京市ひばりが丘運動場、西東京市健康広場でございます。

それでは、まず、特徴的なことだけ説明させていただきますが、同じページの6番、指定

期間、これは、議会での議決事項となりますが、平成18年4月1日から平成20年3月3 1日までの2年間とするものでございます。

7番の協定書、協定書に記載される具体的な考え方といたしましては、西東京市と指定管理者とで締結する協定は、全指定期間にわたる総括的または基本的な事項について基本協定を締結するとともに、毎年度、年度協定を個別に締結するものです。基本協定は平成17年11月末日ごろ、具体的には24日となっておりますが、仮協定の締結を行うものです。

(2)の協定内容でございますが、これは3ページに移っていきますが、協定の内容は、 先ほど説明しましたように、アの基本協定については(ア)から(サ)の11項目の項目で ございます。これらすべて網羅されております。イの年度協定の内容については(ア)から (オ)の5項目でございます。

8番の経費、指定管理料でございますが、こちらには、米印のところなんですが、指定管理料は、毎年度末終了後に清算を行う、ということで、実績において清算を行うという形になってございます。

(2)の修繕料でございますが、これは当然、施設管理を行う中で大規模改修または小規模な改修等がありますが、原則的に市が施設改修にかかわるものでございますが、管理運営上どうしても必要な小規模な修繕が必要になってくる場合がございます。それについては、指定管理者の裁量として、50万円未満、これは2行目でございますが、50万円未満の修繕につきましては管理運営経費内で執行を行い、緊急を要する等の理由で50万円を超える修繕については教育委員会とあらかじめ協議をするものということになっておりますので、管理運営に係る50万円未満については指定管理者の裁量で修繕ができるようにしているものでございます。この修繕料については、交付のしっ放しではなくて、年度で残金が生じた場合については市に返還するものということを定めているものでございます。管理運営経費について、年間修繕料については基本協定において、これは第14条、スポーツ施設の修繕等でまた御説明いたしますが、それについて、4ページにかかっていきますが、定めております。年間修繕料を超えた以後に発生した案件については、原則として市が対応するものということになります。ですから、施設については、大規模改修とかが必要な場合については、市の方が改修計画等の中で年次的に進めていくということで御了解いただきたいと思います。それでは、8ページ目をお開きください。

8ページ目に、(3)、3行目でございますが、スポーツ振興を図るための事業、この中では、アとしまして、アの2行目になりますが、市が主催する総合体育大会をはじめとする各種大会を運営するにあたりスポーツ施設の貸し出し等の協力をすること。ウとしまして、地域スポーツの振興を図るため、体育・スポーツ・レクリエーションの楽しさを多くの市民に知ってもらう機会として、「振興事業」を年1回開催すること。エとしまして、スポーツ施設を個人使用者に開放し、体育・スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会を提供する個人開放事業を実施すること。

あと、下の(4)としまして、スポーツ活動の奨励・普及及び団体を育成するための事業の中で、アとしまして、西東京市体育協会及び西東京市体育協会傘下の競技団体と協力して 各種スポーツ教室を開催すること。 次の9ページでございますが、(5)といたしまして、スポーツ情報の収集及び提供のための事業ということで、ここで広報紙等を発行するなど、広報活動を充実させるということと、そして、スポーツに関する情報を収集し広く市民に提供すること。イとしまして、西東京市体育協会の、現在もあるのですが、事務局をスポーツセンターに置くこと。これは、市民と直接体育協会がスポーツに関する相談・指導・助言等を行うために、今の体制が一番ベストかなと思っておりますので、そのような形で継続させるものでございます。

下段の(12)のモニタリング及び事業評価に関する事項ということで、指定期間2年間については、使用者等から施設運営に関する意見の聴取を行い、以下の事業の評価を実施するということで、10ページでございますが、随時モニタリングとか、そのようなことを行いながら事業評価をしていくようにというような指示をしているものでございます。

11ページの(16)、施設等の維持管理に関することということで、施設等の適正な運営のため、別添の施設別仕様書の内容を実施することということで、先ほどちょっと説明で触れましたが、次のスポーツ施設管理運営業務仕様書 2によりまして各施設のメンテナンスなどを適切に行い維持管理を行うものという形で、この仕様書 2については、それぞれの施設について具体的な指示をしているものでございます。

それでは、これは施設のメンテナンス関係を示してございますので、後ほど御参照いただくとしまして、事業計画書(収支計画含む。) 3を説明させていただきたいと思いますので、事業計画書(収支計画含む。) 3をお開きいただきたいと思います。

後半の部分になるかと思いますが、そこの1ページ目をお開きください。

1ページ目に事業計画書 様式2というのがございます。ここに具体的に、1でスポーツ施設運営上の基本方針を示しているものでございます。スポーツ施設が西東京市及び近隣の地域でのスポーツ活動の振興のために寄与する役割に注目した上で、運営上の総合的な基本方針などについて提示しているものでございます。その中に、総合的な基本方針と達成目標という項目の中で、(1)としまして、施設運営の総合的な基本方針、(2)の施設運営の達成目標、(3)の事業の達成目標等を具体的に指示しているものでございます。

それでは、6ページ目をお開きください。

6ページ目に振興事業計画 様式17がございます。こちらに、振興事業の実施方針により、具体的に振興事業の実施・充実・拡充を示しているものでございます。この中で、内容的には、(1)の振興事業の達成目標の設定と実施方針、(2)の振興事業と貸館のバランス、振興事業の生かし方などを指示しているものでございます。

次のページ、7ページでございますが、特徴的なものとしましては、(5)その他の提案ということで、振興事業といわれるものにつきましては、先ほどもちょっと具体的に入っておりましたが、市民にスポーツに親しんでいただくための教室等のものを実施する内容でございますが、(5)のその他の提案の中で、現在、保谷地区を中心に事業を実施しているが今後は旧田無地区でも均等に事業が実施できるよう配慮し、西東京市南町スポーツ・文化交流センターでの事業も計画すること。これは、具体的には、田無地区では総合体育館で現在も実施しておりますが、利便性がよい南町スポーツ・文化交流センターでも教室を開催するものでございます。具体的な内容は、次の8ページをお開きください。それの後半の3番、

様式21のところで、振興事業の具体的な組み立て方というところで、下段の方になりますが、年間事業計画書については省略されているところで、当面、次のようなことを目標に事業計画を作成することということで、アで、西東京市南町スポーツ・文化交流センターに伴う田無地域の事業の充実を、次のような(ア)から(エ)のように実施するものということで、具体的に示しているものでございます。

11ページをお開きください。これで事業計画については終了させていただきます。

11ページ目の収支計画(予定額)でございますが、これの総括表でございますが、指定管理者制度へ移行する中での市からの委託金の明細でございます。これについては、収入の部としまして指定管理収入を見ていただければと思うんですが、これは西東京市文化・スポーツ振興財団が収入として見る分でございます。これについては、総事業費は 2億6, 262万6,000円、18年度はかかる予定でございますが、市から交付するものについては、指定管理収入として見込めるものは 2億3,526万7,000円でございます。19年度が 2億3,615万8,000円、2カ年分としましては 4億7,142万5,000円を予定としているものでございます。

それで、下の支出の部、(2)でございますが、見ていただけるとわかるんですが、総支出額が、18年度は2億6,200万円余、19年度が2億6,400万円余、合計5億2,600万円余でございますが、これについては、事業の精算方法としましては、指定管理収入と自主事業収入、これは具体的には教室とかそういうものから上がってくる収入でございます。それと、その他の収入を合わせたものを差し引きまして、その差額が、先ほど説明しました18年度に例をとりますと、2億3,526万7,000円が市から交付されるものということで御理解いただきたいと思います。

詳細については、次の12ページから15ページにかけて歳入歳出の収支計画(予定額) を示してございますので、御参照いただければと思っております。

次の指定管理業務に関する仮基本協定書 4 につきまして御説明させていただきますので、 それの 3 ページ目をお開きください。

こちらの西東京市スポーツ施設の指定管理業務に関する基本協定書は、先ほど仕様書・総括により御説明いたしましたが、財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団と締結します基本協定書でございます。協定書締結は11月24日までに行えるよう、準備を今進めているところでございます。

その内容については、次のページ、4ページ目をお開きください。

第7条の指定期間でございますが、これは、西東京市スポーツ施設条例第19条の指定期間は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までとするものでございます。

次に、第8条の本業務の範囲でございますが、スポーツ条例第4条第2項に規定する本業務の範囲は、次のとおりとするということで、(1)の管理物件の維持管理に関する業務、(2)のスポーツ施設の使用許可に関する業務、(3)のスポーツ施設及びスポーツ施設外で実施するスポーツ振興事業の企画運営に関すること等でございます。

次に、5ページ目を御参照ください。

第14条でございますが、スポーツ施設の修繕等でございます。先ほどちょっと触れさせ

ていただきましたが、2項で、スポーツ施設の修繕については、1件につき50万円以上のものについては甲が、甲というのは市でございますが、市が負担すると。1件50万円未満については、各年度事業計画書に計上された修繕費の範囲内で乙の責任において実施するものであると。3項としまして、乙が各年度に実施した修繕の費用が各年度事業計画書に計上された修繕費に満たない場合は、各年度末をもって精算するものでございます。4項としまして、各年度事業計画書に計上された修繕費を超えて乙が実施すべき修繕事案が発生した場合は、甲、乙が協議して対応するものであるというような内容になってございます。

それでは、7ページ目をお開きください。

7ページ目に第19条の事業計画書でございますが、これは先ほども御説明させていただきましたが、乙は、乙の提案をもとに甲と協議の上調整した基本事業計画書に基づき本業務を実施するものです。2項としまして、乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の年度事業計画書及び指定管理料の積算書を提出し、甲と協議を開始しなければならない。

次に、第20条の事業報告書でございますが、これは、乙は、毎年度終了後、本業務に関し、毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならないということで、(1)から(5)に示している5項目について報告書の提出を行うものでございます。

次は、8ページでございますが、8ページを御参照ください。

8ページに、第22条でございますが、指定管理料の支払で、甲(市)は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。2項でございますが、全指定期間に係る指定管理料の総額は、先ほど説明いたしました2年間分、4億7,142万5,000円、これは消費税等を含み上限としているものでございます。この範囲内において毎年度協定で定めるものでございます。

それでは、お隣の9ページでございますが、第24条のリスク分担、当然、本事業に係るリスク分担については、後ほど説明いたしますが、別記3 リスク分担表に定めるとおりとするものでございます。ただし、リスク分担表に定めのないリスクについては、甲乙協議してその分担を定めるものとしているものでございます。

そのような形で協定をとり行うところでございますが、先ほども御説明しましたように、 1 1月24日までに仮協定を行う予定で、今、準備しているところでございます。

それでは、15ページをお開きください。

今後2年間財団が管理していく中で、当然、個人情報の取り扱い等が出てきます。それから、個人情報保護法が施行されているということもございますので、この辺を具体的に示しているものでございます。

基本的事項、秘密の保持、第3条の個人情報の保管等の届出、第4条、収集方法の制限、 16ページでございますが、保管等する個人情報の制限、あと、第6条でございますが、適 正管理、そのようなことを具体的に定めているものでございます。

それでは、18ページをお開きください。

18ページは、先ほど出ましたリスク分担表を具体的にそれぞれに示しているもので、要は分担表を定めているものでございます。この中で、先ほどから施設の改修、修繕等の関係

のものを御説明させていただいております。 2 0 ページ目でございますが、ここに施設瑕疵リスクと施設損傷リスク、あと、備品リスク等について、具体的にリスク分担を定めております。それ以外のものについては具体的に定めておりますので御参照いただければと思います。このような責任分担の中で、今後 2 年間進めていくということで御理解いただければと思っております。

それでは、最後になりますが、今後の指定管理者制度導入までの予定でありますが、ちょっと資料がありませんが、本日、教育委員会での御審議の後に、11月24日までに財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団と仮基本協定書の締結を行い、市議会12月定例会に西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例及び西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定についての申し出を行うものでございます。

なお、指定管理者制度導入は平成18年4月1日を予定しているものでございます。

以上、簡単で申しわけございませんが、補足説明を終わらせていただきますので、よろし く御審議のほどお願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 膨大な資料を用意していただいて大変だったと思いますが、質問するのも大変なんですけれども、ちょっと気がついたところからさせていただきます。振興事業計画というページというでしょうか、事業計画書 3の8ページでしょうか、そこに振興事業計画というのがありますが、その振興事業というのと、次の11ページにある収支計画の表の中にある自主事業収入という言葉があるんですが、振興事業と自主事業というのは同じと考えていいんでしょうか。

富所スポーツ振興課長 今御質問の件は、振興事業計画の8ページでございますが、こちらに具体的に示している教室等の開催等についての裏づけの収入が自主事業収入、2,285万9,000円が18年度分という形でございますので、今後財団が具体的に運営していく教室等の収入という形で御理解いただきたいと思います。

大後委員 他の施設でもそういうことがあるというのを伺ったんですけれども、この自主事業と、それから、市民の方の使用の機会が一緒に希望が重なってしまうということが、今までのほかの施設ではよくあったと思うんですが、この場合は、指定管理収入というのはもう決まっていますので、自主事業の収入が多いほど収入がふえるわけですね。この市民に貸し出す場合のバランスが、何か計画的には最初からあるわけでしょうか。

富所スポーツ振興課長 先ほどちょっと説明で触れているところなんですが、具体的には、財団が実施する振興事業、これは具体的な財団の収入になります。そのために、その事業だけを主に事業計画されますと、先ほどの御質問で言われましたように、一般市民の方、団体等の使用をある程度制限するような形になってしまいます。そのようなことがありますので業務仕様書の中で、具体的にバランスを考えて事業計画をするようにというようなことで指示をしてございます。そのようなことで、今回については、特にスポーツ振興事業については利用料金制度をとらないということもございますので、今まで実施していた振興事業の内容を継続するような形で今後計画をしていただけるような形になるかと思います。ただ今後については、指定管理者制度の中で利用料金制度になりますと、これも指定管理者の収入に

なって、振興事業を行えば行うほど指定管理者の収入になりますので、その辺の制限はある 程度かけるということも今後考えられます。今回の業務仕様書の中では、具体的にはその辺 のところをバランスよくというような形でうたってございますので、先ほどの繰り返しで申 しわけありませんが、今現在振興しているものを継続するような形でやっていくということ で、一般市民の方に迷惑がかからないようには行いたいと思っております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 8ページです。一番最初の8ページの(3)の工、スポーツ施設を個人使用者に開放し云々というのがありますが、こちらの別の資料の西東京市スポーツ施設条例の2ページ、第7条、施設等を利用しようとする者は、西東京市教育委員会規則(以下「規則」という。)、この規則の定めるところにより云々とあるんですけれども、ちょっと関連していると思うんですが、個人に使用ということは、どこかに中学生云々とありましたが、中学・高校生も個人として利用できるんですか。

富所スポーツ振興課長 それでは、条例の中で、具体的には9ページ別表第2でございますが、これに基づいて説明したいと思うんですが、例えばスポーツセンターを例にとりますと、貸切り利用というのが団体利用です。そして、あと、個人利用というのが、今御質問にありました、一人で来てプレーを楽しんでいるという者の使用料金でございます。内容的には、一番わかりやすいのが、個人で利用できるのは、具体的には、トレーニング室、あと温水プール等でございます。それで、体育施設、これに書いてありますが、第1体育室、第2体育室等ございますが、基本的には団体利用でございます。個人には開放していないんです。ただ、個人で来て第1体育室を利用できるというのは、個人開放事業、こちらにもありましたが、エの中にあります個人開放事業をある程度の区分で、今でいうと財団の方で区分を落としまして、バドミントンの個人開放、バスケットの個人開放という形で、卓球も含めてそうなんですが、そういう形で時間区分を決めて、個人が一人で来てもプレーができるように施設を開放しているわけでございます。個人開放事業なんですが、その中で中学生・高校生等についてはプレーができるようになっています。

角田委員 これが問題になりまして、中学生や高校生が一人で来ても、できるスポーツ施設が欲しいというのが青少年問題検討委員会等でよく出るんですよ。ですから、今まではそういうことがなかったのかな、というふうに思っていたものですから、新しいシステムになったときに、どれだけ今の青少年が自由に安心して使えるのかというのをちょっとお聞きしたかったわけです。

富所スポーツ振興課長 今の説明の中で補足させていただきたいんですが、従来から個人開放事業というのは、各区分は1日に1回か、2日に1回ぐらいだと思いますけど、個人開放事業は、午前、午後、夜間というようなことで、ある程度バランスを考えて設定されております。そういう中で、体育室を持っているスポーツセンター、田無地区の総合体育館等の個人開放事業を行っておりました。御質問の趣旨にもございますので、南町スポーツ・文化交流センターについても、そういう時間区分を設けて、中学・高校生等にも開放できるように個人開放事業を設けるように今計画してございますので、よろしくお願いしたいと思います。角田委員 よろしくお願いいたします。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

大後委員 文言のことなんですが、これは振興事業計画の中の7ページのところ以外には出てくるかどうかちょっとわからないんですが、先ほどおっしゃっていたんですけれどもその(5)ですが、保谷地区、田無地区という言葉が出てきますが、そこに「旧」という字をつけるのかつけないのか、どちらか統一した方がいいんじゃないかしらと思いますけど。富所スポーツ振興課長 今の御指摘の中で、例えば振興事業計画の7ページでございますが、たまたまここで旧保谷地区と旧田無地区という文言が出てくるんですね。この辺は、訂正させていただくとすれば「旧」はつけない方がいいのかなと思っております。ですから、議会の中でも保谷地区、田無地区という言葉で表現している場合もございますので、「旧」はつけない方がいいかなと思っております。もしあれでしたらこの場で訂正させていただければと思いますけど。

名古屋生涯学習部長 ただいまの御質問に付随してなんですけども、私の方でこれから今回、教育委員会の方で御審議いただいているわけでございますが、資料関係につきましては、市の方で私どものセクション以外にも出されるということもございますので、この間、若干お時間がございますので、文言の検討は引き続き実施していきたいといったことでございます。後ほど、仮にただいまの御指摘にありましたような文言訂正がありました場合にはまた後刻御報告申し上げたいというふうに考えておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。採決は議案ごとに行います。

議案第56号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第56号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定について(申出)、を採 決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第57号 西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定について(申出)、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 その他、を議題といたします。教育委員会全般につきまして質疑を 行いたいと思います。御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成17年西東京市教育委員会第3回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 1 0 時 5 2 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署名委員